



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

評価対象

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 評価の概要

#### ▶▶▶1. 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の概要

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社は、リースを中心とする総合ファイナンス会社で、住信・松下フィナンシャルサービスと住信リースの合併により2010年4月に発足した。株主構成をみると、三井住友信託銀行が84.9%（連結子会社）、パナソニック株式会社が15.1%（持分法適用関連会社）を出資している。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは両株主グループの事業戦略上、重要な位置を占めており、資本、人事、営業、資金調達の各面で両株主との関係は密接である。三井住友信託銀行グループの中では、中核子会社として銀行と異なるサービスメニューの提供や連結利益への貢献が期待されている。また、パナソニックグループの中では、国内のファイナンス会社として、グループの設備投資案件やパナソニックショップ（パナソニック家電の専門店）におけるクレジットを取り扱っている。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの事業ポートフォリオは、ホールセール事業、ベンダーリース事業、個人向けの専門店事業、リテ

ールファイナンス事業の4つから構成され、大企業および中小企業法人から個人まで幅広い顧客基盤を有するなど、収益特性、リスク特性の面で多様化されている。

## ▶▶▶2. 三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのサステナビリティへの取り組み

三井住友トラストグループでは、存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすとしている。グループ全体の方針に基づき、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはサステナビリティ方針を策定している。三井住友トラストグループの一員として、受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的責任であると考え、社会とともに同社自身の持続可能性を高め、企業価値の向上を目指すとしている。

この中で、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、「お客さまや社会に寄り添い、信頼を繋ぎ、金融のチカラで豊かな未来を切り拓く」をパーパスとして掲げており、取引先の環境負荷低減、社会課題の解決に資するリース物件の提供を通じて、金融によりステークホルダーのサステナビリティの推進を継続している今般本フレームワークで扱うことができるグリーンプロジェクトを拡大しており、今後もより広範な顧客の様々な課題に寄り添うこと目指していく姿勢を明確にしている。

## ▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

JCRは2021年9月に三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのグリーンファイナンス・フレームワークに対してGreen 1(F)を付与している。今般、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはブループロジェクトに係るクライテリアの追加及び一部既存の適格クライテリアを変更することを目的として、本フレームワークを改定した。今般のレビューは、本フレームワークの改定を受けたものであり、改定に伴う変更点を中心に、本フレームワークがJCRグリーンファイナンス評価手法に照らして適切か、また本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、調達した資金をあらかじめ本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトに対する充当資金又は当該資金のリファイナンスに充当する予定としている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果及び社会的便益が期待されると評価している。

1 International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>  
2 Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>  
3 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>  
4 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポーティングについては改定前のフレームワークから大きな変更はなく、引き続き適切に構築されていると評価している。

これらの結果、JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1 (F) ”、「管理・運営・透明性評価」を“m1 (F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1 (F) ”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> これらは、ICMA、環境省および金融庁等がそれぞれ自主的に公表している原則・ガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力も持つものではない。しかし、現時点において国内外で広く参照されている基準であることから、当該原則・ガイドラインへの適合性を確認している。

## 目次

### ■評価フェーズⅠ：グリーン性評価

#### I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

### ■評価フェーズⅡ：管理・運営・透明性評価

#### I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

#### II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

### ■評価フェーズⅢ：評価結果（結論）

**I. 調達資金の使途**
**【評価の視点】**

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について内部の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

**▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価**

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、いずれも環境改善効果が期待される。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、調達資金の使途について、以下のとおり定めている（太字及び下線を施している部分が今般の主要な変更点）。

**資金使途にかかる本フレームワーク**

当社より発行されるグリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金は、以下の適格クライテリアを満たす融資・出資等のファイナンス又はリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスの対象となるルックバック期間はグリーンボンド発行又はグリーンローンによる調達から遡って 24 ヶ月以内となります。

プロジェクトカテゴリ	適格プロジェクト
エネルギー効率	1. 以下の約 30%程度の省エネ効率が図れる設備導入及び入替にかかるファイナンス及びリファイナンス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LED ライト</li> <li>・ コージェネシステム（化石由来除く）</li> <li>・ 自動販売機</li> <li>・ 冷凍・冷蔵設備</li> <li>・ エコキュート等の省エネルギー設備</li> </ul> 2. ハイブリッド油圧ショベル及び電動化建機等のファイナンス及びリファイナンス
再生可能エネルギー	以下再生可能エネルギーの施設及び設備の設置を主な目的とした資金のファイナンス及びリファイナンス。いずれも環境アセスメント要件を満たしていることを前提とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電</li> <li>・ 風力発電</li> </ul>

	<p>・バイオマス発電（食糧と競合しないこと、FIT/FIP 制度のライフサイクル GHG 排出量の基準を満たすこと、輸入バイオマスの場合は、FSC 等により、持続可能性(合法性)が認証された木材・木材製品であること）※</p> <p>・水力発電  <small>小水力(10,000kW 以下)・ミニ水力(1,000kW 以下)・マイクロ水力(100kW 以下)</small></p> <p>・蓄電池（系統接続用。なお、再生可能エネルギー由来の電力の蓄電を目的とするもののみとする）</p>
汚染の防止及び管理	<p>工場及び船舶等における排水ろ過設備、排ガス除去設備等の導入・改修に伴う設備購入・改修費用及び工事費用のファイナンス及びリファイナンス。具体的には下記を対象とする。</p> <p>・スクラバー          ・工場の排水施設</p>
汚染の防止及び管理／生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理	<p><u>陸上養殖施設の工事・改修費用のファイナンス及びリファイナンス。※</u></p>
汚染の防止および管理／循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<p><u>アルミニウム資源循環を目的としたリサイクル設備に係るファイナンス及びリファイナンス。※</u></p>
エネルギー効率又は循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<p><u>電炉に係るファイナンス及びリファイナンス。※</u></p>
陸域及び水域の生物多様性保全	<p>船舶における生物多様性保全に資する取組みのファイナンス及びリファイナンス。具体的には下記を対象とする。</p> <p>・バラスト水処理装置</p>
クリーン輸送	<p>モーダルシフト、<b>電動車普及</b>に資する取組みのファイナンス及びリファイナンス。具体的には下記を対象とする。</p> <p>・鉄道車両の導入等          ・EV、FCV 車輛の導入等</p> <p><u>・EV 用蓄電池</u></p>
グリーンビルディング	<p>以下、第三者認証機関の認証/再認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の構築・取得に伴うファイナンス及びリファイナンス</p> <p>① DBJ Green Building 認証における 3 つ星・4 つ星・5 つ星          ② BELS 評価</p> <p><u>(i) 平成 28 年度基準における 3 つ星・4 つ星・5 つ星</u>  <u>※物流施設において BEI=0.75 超を除く</u>  <u>(ii) 令和 6 年度基準における以下のレベル</u>  <u>非住宅：レベル 4 以上</u>  <u>住宅：レベル 3 以上</u></p> <p>③ CASBEE 建築・不動産評価認証における B+ランク・A ランク・S ランク</p>

※のついたプロジェクトに充当する場合は、個別に外部機関に確認を行うこととします。

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

### 1. プロジェクトの環境改善効果について

#### (1) 資金使途 1：エネルギー効率

資金使途 1 は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがファイナンスまたはリファイナンスするエネルギー効率の高い設備及び高効率なハイブリッド油圧ショベルおよび電動化建機等である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネに関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開している。本資金使途は、公共施設や民間施設などにおける省エネ機器の導入、徹底した省エネルギーの推進をリースやさまざまなファイナンスを通じてサポートすることを目途とした使途である。企業がオフィス全体の省エネルギー化を図るための設備投資をする場合に、高額な設備投資費用が当初に発生するが、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのリースを活用してもらうことにより、これら企業のコストの平準化を図り導入当初の費用負担軽減に資する機能を担っている。同社は、親会社である三井住友トラストグループの金融におけるノウハウと、パナソニックグループのエネルギー効率の高い機器に係るノウハウやネットワークを生かした連携とさまざまな補助金の活用、省エネ診断、省エネ対策検討、省エネ機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまで、顧客のニーズに合わせたワンストップサービスを提供できる点を強みとしている。

具体的な省エネ機器としては、LED ライトへの交換、化石由来を除くコージェネシステムの導入、高効率な自動販売機、冷凍・冷蔵設備、エコキュート等の省エネルギー設備のうち、いずれも 30% 程度のエネルギー効率の改善が見込まれる商品に対するリースまたはファイナンス等、及びハイブリッド油圧ショベル及び電動化建機等のファイナンス及びリファイナンスを適格クライテリアとして定めている。同社の定める適格クライテリアは、定量的なエネルギー効率の改善率が明確に投資家に示されており、気候変動への緩和に取り組む顧客のエネルギー使用量の削減に貢献する設備等を対象としていると JCR では評価している。

#### (2) 資金使途 2：再生可能エネルギー

資金使途 2 は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスがファイナンスまたはリファイナンスする再生可能エネルギー施設である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光や風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。短期的な GHG 削減目標の達成においては、現時点で利用可能かつコスト効率が高い技術を早期に導入していく必要があり、第一には太陽光発電と風力発電が該当する。IEA の NEZ シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO<sub>2</sub> を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030

年～2050年のGHG削減量のうち約1/4を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。以上の通り、太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの導入は、世界のカーボンニュートラル達成のために最優先で取り組む必要がある課題であると言える。

2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）の実現に向けた野心的な目標として、2035年度、2040年度に60%、73%削減（いずれも2013年度比）することを目指すこととしている。再生可能エネルギーについては、2023年度における電源構成比で約23%まで拡大しているが、今後もS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

上述の目標達成に向けて、2040年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき4割～5割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある<sup>6</sup>。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
<b>エネルギー自給率</b>		<b>15.2%</b>	<b>3～4割程度</b>
<b>発電電力量</b>		<b>9854億kWh</b>	<b>1.1～1.2兆kWh程度</b>
<b>電源構成</b>	<b>再生エネ</b>	<b>22.9%</b>	<b>4～5割程度</b>
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	<b>原子力</b>	<b>8.5%</b>	<b>2割程度</b>
<b>火力</b>	<b>68.6%</b>	<b>3～4割程度</b>	
<b>最終エネルギー消費量</b>		<b>3.0億kL</b>	<b>2.6～2.7億kL程度</b>
<b>温室効果ガス削減割合 (2013年度比)</b>		<b>22.9%</b> ※2022年度実績	<b>73%</b>

図1：第7次エネルギー基本計画における2040年度の電源構成の見通し<sup>7</sup>

また、これら再生可能エネルギー由来の電力の蓄電を目的とした蓄電池についても、再生可能エネルギーの有効かつ効率的な活用に資するという観点で環境改善効果があるとJCRは評価している。

<sup>6</sup> 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

<sup>7</sup> 資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月）

### (3) 資金使途 3：汚染の防止及び管理

資金使途 3 は、船舶及び工場等における排水ろ過設備の取得費用及び当該費用のリファイナンスであり、海洋及び河川の水質汚染防止に資するものである。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染の防止および管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「汚染の防止および管理に関する事業」に該当する。

SOx スクラバーは、船舶の燃料使用に伴い排出される硫黄酸化物を除去する装置である。船舶における大気汚染物質の排出については、IMO で外航・内航を問わず、世界的に海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）<sup>8</sup>で規制されている。SOx 排出量の規制については 2012 年以降段階的に強化されており、2020 年 1 月より燃料油に含まれる硫黄分濃度を一般海域においては 0.5%以下にすることが義務付けられた。

本資金使途の充当プロジェクトは、MARPOL 条約にて規定される SOx 規制に対応する SOx スクラバーの導入費用となることが想定されている。本装置導入によって SOx 排出量が大幅に削減されることから、明確な環境改善効果を認めることができると、JCR は評価している。

水質が悪い排水などをそのまま排出してしまうと、排出先の河川等の水質が悪化することで、環境に大きな負荷がかかることとなる。これより、工場等における排水に対しては、法令・条例によって基準が定められている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが今般資金使途の対象として想定しているのは、工場に出た排水の汚染を処理するための設備である。汚染水が工場外に流出するのを防ぐことができる点において環境改善効果があると JCR は評価している。

### (4) 資金使途 4：汚染の防止及び管理／生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理

資金使途 4 は、陸上養殖施設の工事・改修費用のファイナンス及びリファイナンスであり、海洋の汚染防止及び海洋資源の保全に資するものである。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染の防止および管理」及び「生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「汚染の防止および管理に関する事業」及び「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

資金使途の対象となるプロジェクトは魚介類を陸上で養殖するための施設である。当該施設は資金使途の対象として組み込むにあたり廃棄物及び排水が適切に管理され、かつ処理されることを条件とする予定となっている。また、施設の構造上、養殖された魚が海洋に逃亡し、野生の魚と交雑する可能性がないこと、養殖対象の魚に対する餌によって海洋が汚染される可能性がない点において、環境及び生態系への負荷を低減することに寄与している。本資金使途による養殖によって高品質な魚介類が安定的に市場に供給することができることにより、海洋資源の減少の緩和に資することも期待できる。以上より、本資金使途は環境改善効果があると JCR は評価している。

<sup>8</sup> 正式名称は「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」

## (5) 資金使途 5：汚染の防止及び管理／循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業

資金使途 5 は、アルミ製品のリサイクル設備取得のための費用及び当該費用のリファイナンスであり、資源循環を含めた環境負荷低減に資するものである。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「汚染の防止および管理」及び「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「汚染の防止および管理に関する事業」及び「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、本資金使途において、様々なアルミ製品のリサイクルのための設備を対象となるプロジェクトとして想定している。

アルミのリサイクル設備としては、回収されたアルミ製品を溶解し、再生地金として新たなアルミ原料に加工するための設備が想定されている。アルミニウム素材には、地金から製造する方法と再生地金から製造する方法があるが、前者は原料であるボーキサイトから抽出したアルミナを電気分解する過程で大量の電力を使用する。一方で、後者は回収されたアルミ製品をスクラップ、分別した後に溶解して再生地金を製造することとなり、電気分解が不要である分、環境負荷が大幅に減少する。

以上より、本資金使途はいずれも環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると JCR では評価している。

## (6) 資金使途 6：エネルギー効率又は循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業

資金使途 6 は、電炉の取得のための費用及び当該費用のリファイナンスであり、省エネルギー又は/及び資源循環を含めた環境負荷低減に資するものである。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「エネルギー効率」又は「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」、「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが本資金使途で対象としている電炉は、鉄スクラップを溶かして鋼材を製造する設備であり、形鋼<sup>9</sup>、棒鋼<sup>10</sup>は高炉よりも電炉による製品シェアが大きい。鉄スクラップは工場等の加工過程で発生するもの（加工スクラップ）、使用済みの鉄製品から発生するもの（老廃スクラップ）に加え、製鋼メーカーの製鋼・加工過程で発生するもの（自家発生スクラップ）があり、これらの過程により発生したスクラップのうち約 62%が電炉により加工されている。電炉の導入が増加することで鉄スクラップの再利用が可能となり、資源循環の観点から環境改善効果があると JCR は評価している。

また電炉は、従来高炉を用いて作られていた鋼材を、電炉で製造すべくプロセス転換するために導入されるケースが想定される。一般的に高炉で製造される鋼材のうち電炉でも製造できるものは

<sup>9</sup> 多様な需要分野毎の目的にあった、様々な断面の形を持つ鋼材

<sup>10</sup> 断面が円形、正方形、多角形等の棒状の鋼材。訳 8 割が建設現場で使われ、残りは機械の構造部材やボルトの素材等他分野へ供給される。

現時点では限られるものの、高炉から電炉への転換することにより CO2 排出量が大きく削減されるため、環境改善効果は大きいと考えられる。

なお、電炉を用いた鋼材の製造には大量の電気が消費される。JCR では導入する企業全体における脱炭素の戦略、または電炉の導入により発生するエネルギー消費を削減するための計画・方針等を確認することが重要であると考えている。

## (7) 資金使途 7：陸域及び水域の生物多様性保全

資金使途 7 は、バラスト水処理装置取得のための費用及び当該費用のリファイナンスであり、海洋生態系の保全に資するものである。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「陸上及び水生生物の多様性の保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

バラスト水とは船舶がバランスを保持するための海水のことである。空荷となった貨物船の出航時に出発港の海水が積み込まれ、荷積み港で船外に排出される。これによって有害な微生物や細菌の越境移動に伴う生態系の変化が懸念されるが、バラスト水処理装置はバラスト水に処理を施すことでこうした越境移動を防ぐ装置である。

2017 年 9 月には、バラスト水の排出管理のため「船舶バラスト水規制管理条約（バラスト水管理条約）」が発効した。同条約は、船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護や生物多様性の保全等を図ることを目的としたものであり、バラスト水処理設備の設置は、現在、国際的に必須の取り組みとなっている。本資金使途はバラスト水管理条約の基準を満たすバラスト水処理装置が想定されている。本装置の導入により海洋環境保護や生物多様性の保全等を図ることが可能であり、持続可能な海洋経済に資するものであると、JCR は評価している。

## (8) 資金使途 8：クリーン輸送

資金使途 8 は、鉄道車両及び電動車の取得費用及び当該費用のリファイナンスであり、温室効果ガス排出削減効果の高い移動手段となる点で環境改善効果がある。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「クリーンな運輸」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

電気を動力とする鉄道車両は、CBI の Low Carbon Transport においてもグリーン適格とされている。また、モーダルシフト<sup>11</sup>の観点では、1 トンの貨物を 1km 運ぶ（=1 トンキロ）際の CO<sub>2</sub> 排出量は、トラックが 208g であるのに対し、鉄道は 20g（約 1/10）<sup>12</sup>となり、鉄道の利用によって環境負荷の低減が実現する。

<sup>11</sup> トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいう。

<sup>12</sup> 国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html)

電気自動車（BEV）及び燃料電池自動車（FCV）に代表される電気自動車は、搭載されているバッテリー（蓄電池）からエネルギーを取り出しモーターを回転させて走行する方式の電気自動車である。FCVは、燃料電池と水素タンクを備えた自動車であり、走行時に空気を取り込み、水素と酸素を反応させ電気エネルギーと水を生み出し、そのエネルギーで走行する方式の電気自動車である。BEV、FCVともに走行時に、内燃機関車を動かした際に発生するCO<sub>2</sub>等の排気ガスを排出しない。

蓄電池はモビリティの電動化における最重要技術とされ、IEAのNZEシナリオでは、電動車（プラグインハイブリッド及びEV車）や燃料電池車の新車販売割合は2022年で13%であったものが、2030年には70%、2050年には100%まで拡大することを想定しており、車載用蓄電池の需要は今後大きく増加する見込みである。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、将来の2次利用も視野に入れた着脱可能なEV用バッテリー等を本資金使途で想定している。

## (9) 資金使途 9：グリーンビルディング

資金使途 8 は、グリーンビルディングの取得費用及び当該費用のリファイナンスであり、環境性能が高い建物を対象としているため、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは本フレームワークにおいて、グリーンビルディングの物件選定における適格クライテリアについて、DBJ Green Building、BELS、CASBEEに係る所定のランクの認証を取得済み、更新済み又は今後取得予定の建築物を資金使途の対象としている。各認証の詳細は後述のとおりであるが、いずれも地域、国又は国際的に認知された環境認証である。

以上より、JCRは、適格クライテリアを充足する水準の認証を取得しているプロジェクトは、環境改善効果を有すると評価している。

### DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の5つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンローン原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取組」を集約

しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

### BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は星の数で表され、BEI (Building Energy Index) によって 1 つから 5 つにランク分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。1 つ星は既存の省エネ基準、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準 (令和 6 年度基準) が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

### CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが適格クライテリアとして定めたB+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においてはBEEが1.0以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、またCASBEE-不動産においても、計測の基準はBEEではないものの、従来のCASBEE-建築等におけるB+相当の物件であることから、環境改善効果があるとJCRは評価している。

## 2. 環境・社会に対する負の影響について

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、各プロジェクトについて、環境に与えるネガティブな影響として想定される以下のリスクの確認とその緩和策を、顧客や事業者を通じて実施している。JCR では、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスに対するヒアリングおよび関連資料の確認により、適切な対応策が講じられる体制となっていることを確認した。

表 1：環境・社会に対して負の影響を及ぼす事項

プロジェクト分類	負の影響として想定されうる事項	リスクへの対応策
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に伴う騒音・振動</li> <li>・ 労働者の事故</li> <li>・ 交換後の機器の不適切処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令を遵守した工事の実行</li> <li>・ 受注者への安全施工措置</li> <li>・ 自治体等で求められる廃棄の実行</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制の違反</li> <li>・ 著しい自然破壊</li> <li>・ 施設の損壊による周辺への悪影響</li> <li>・ 周辺住民からの反対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制の順守</li> <li>・ プロジェクトに係るデューデリジェンスの実施</li> <li>・ 事前の周辺住民への説明</li> </ul>
汚染防止及び管理 (スクラパー・工場の排水施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水に関する法・規制違反</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制の順守</li> </ul>
汚染の防止及び管理／生物 自然資源及び土地利用に係る 持続可能な管理(陸上養殖施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制の違反(排水・排気含む)</li> <li>・ 高いエネルギー消費</li> <li>・ 多量の水消費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制の順守</li> <li>・ エネルギー効率の高い使用、クリーンなエネルギーへの転換の検討</li> <li>・ 水処理システムの利用による効率的な水利用</li> </ul>
汚染の防止及び管理／循環 経済に対応した製品、製造技術・ プロセス、環境配慮製品に関する 事業(アルミニウム製品リサイクル 設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設・稼働時の大気汚染物質</li> <li>・ 施設稼働による騒音</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境関連法令の遵守</li> <li>・ 騒音源への対応の実施</li> </ul>
エネルギー効率又は循環 経済に対応した製品、製造技術・ プロセス、環境配慮製品に関する 事業(電炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気への排出抑制</li> <li>・ 水資源の汚染防止</li> <li>・ 化学物質の管理・排出抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制を順守した排気、排水等の実行</li> </ul>
陸域及び水域の生物多様性 保全(バラスト水処理装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換後の設備の不適切な廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制を順守した廃棄の実行</li> </ul>
クリーン輸送(鉄道・電動車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換後の車両、設備の不適切な廃棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法・規制で求められる廃棄の実行</li> </ul>
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設時における騒音・振動</li> <li>・ 労働者の事故</li> <li>・ 物件の瑕疵・土壌汚染</li> <li>・ 周辺住民からの反対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令を遵守した工事の実行</li> <li>・ 受注者への安全施工措置の訴求</li> <li>・ デューデリジェンスの実施</li> <li>・ 事前の周辺住民への説明</li> </ul>

### 3. SDGs との整合性について

JCR は、本フレームワークを通じて実現されるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



#### 目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



#### 目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.3. 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。



#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



#### 目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



#### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



#### 目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



#### 目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.2. 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



## 目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1. 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

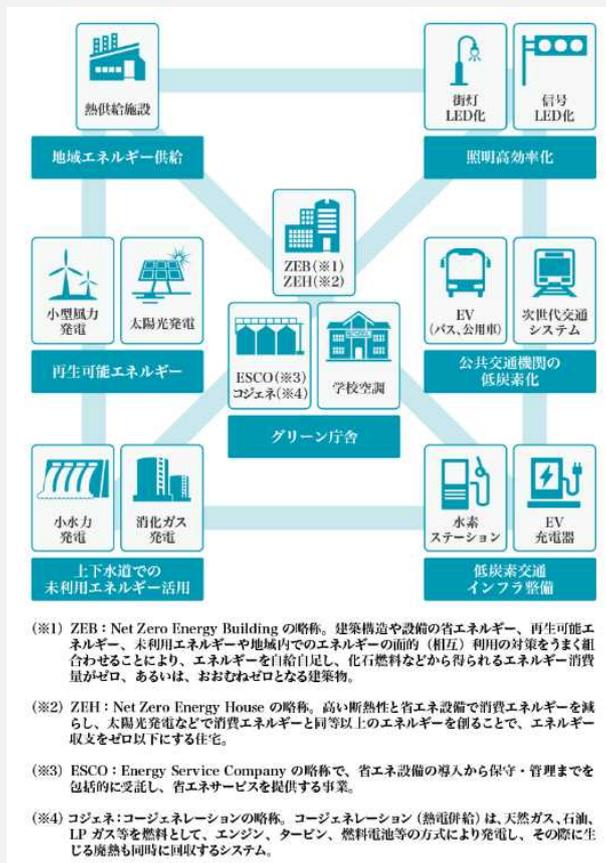
JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与していると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク

■気候変動対策への支援

三井住友トラストグループでは、気候変動問題への対応が持続可能な社会の構築にとって重要な課題と認識しており、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開しています。当社では、公共施設や民間施設などにおける省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネルギーの推進をリースやさまざまなファイナンスメニューでサポートしています。



## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）の中で環境に関する方針を定め、その実践にあたって様々な施策を積極的に実施していることを確認した。また、本フレームワークで定められた資金使途は、脱炭素化および資源循環の環境要素に資する事業であることを確認した。以上より、本フレームワークで対象としている事業は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのサステナビリティ方針および環境活動と整合的であると JCR は評価している。

## 2. 選定基準

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが策定した本フレームワークにおける適格クライテリアは、評価フェーズ 1 に記載の通りであり、JCR では、前述の適格クライテリアについて、いずれも環境改善効果のある適切なものであると評価している。

## 3. プロセス

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、選定のプロセスについて、以下のとおり定めている（太字及び下線を施している部分が今般の主要な変更点）。

### プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンボンド又はグリーンローンの資金使途となるプロジェクトは、当社サステナビリティ方針に基づき選定されます。当社事業企画部およびホールセール企画部が対象となるプロジェクトを選定し、選定されたプロジェクトの適格クライテリアへの適合性をサステナビリティ推進部が評価します。そして、財務部担当役員及びサステナビリティ推進部担当役員が、上記プロセスを経て選定された適格プロジェクトについて総合的に分析・検討した上で最終決定を行います。その結果については、経営会議に報告されます。また、プロジェクト選定基準と選定プロセスは当社ウェブサイトが開示予定です。

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、本フレームワークにかかる今般の改訂について、部署名の変更であることを確認しており、引き続き適切であると評価している。

## II. 調達資金の管理

### 【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、調達資金の管理体制について以下のとおり定めている（今般の変更点はなし）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

当社財務部が、グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当されるように管理ファイルを用いて充当と管理を行います。財務部は年度毎に一度、所定の手法により資金の充当状況を確認します。対象プロジェクトへの充当額がグリーンボンド又はグリーンローン残高を下回った場合は、新たに適格クライテリアを満たすプロジェクトを選定し再充当します。

追跡管理の手法に関しては、財務部長によって確認を受けます。また、財務部にて実施している業務については外部監査法人による監査対象となる予定です。

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金が適格クライテリアを満たすプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金等価物として管理します。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークで定められた調達資金の管理について、前回評価時点において適切であると JCR は評価している。今回変更された本フレームワークにおいて、同項目については変更が無く引き続き適切であると評価している。

### III. レポーティング

#### 【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、レポーティング体制について以下のとおり定めている（太字及び下線を施している部分が今般の主要な変更点）。

#### レポーティングにかかる本フレームワーク（変更後・抜粋）

##### ■ 資金充当状況レポーティング

グリーンファイナンスによる調達資金が全額充当されるまで、以下の項目について開示します。

- ・ 事業カテゴリー毎の充当額とプロジェクト件数  
（再生可能エネルギーカテゴリーはエネルギー種別毎）
- ・ 新規ファイナンスとリファイナンスの割合
- ・ 未充当金額がある場合は、未充当額とその充当方針

##### ■ インパクト・レポーティング

グリーンファイナンスの残高がある限り（CB は当初想定 of 発行期間が経過するまで）、各プロジェクトの自社事業と請負事業の別とともに、以下の項目について開示します。

分類	インパクト・レポーティング指標例
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の概要、機器数</li> <li>・ 建機数</li> <li>・ CO<sub>2</sub> 排出削減相当量あるいはエネルギー削減率</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO<sub>2</sub> 排出削減相当量</li> <li>・ 年間の発電量相当量（年間発電容量）</li> <li>・ <b>再生可能エネルギー由来の電力が蓄電池を通して利用された CO<sub>2</sub> 排出削減量</b></li> </ul>
汚染防止および管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の概要（規模や機器数）</li> <li>・ 汚染防止が見込まれる内容</li> </ul>
<b>汚染の防止および管理／ 生物自然資源及び土地利 用に係る持続可能な管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>年間生産量</b></li> </ul>

汚染の防止および管理／ 循環経済に対応した製 品、製造技術・プロセ ス、環境配慮製品に関す る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の概要</li> <li>・ <u>リサイクル量</u></li> </ul>
エネルギー効率又は循環 経済に対応した製品、製 造技術・プロセス、環境 配慮製品に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の概要</li> <li>・ (該当する場合) CO<sub>2</sub>削減量</li> <li>・ (該当する場合) <u>リサイクル量</u></li> </ul>
陸域及び水域の生物多様 性保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バラスト水処理装置が導入された隻数</li> <li>・ 処理されたバラスト水の量 (mt/隻/年)</li> </ul>
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間 CO<sub>2</sub> 排出削減相当量</li> </ul>
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象物件の取得している認証の種類とランク</li> </ul>

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークで定められたレポートについて、前回評価時点において JCR は適切と評価している。本フレームワークに定めるレポート項目は、資金使途の対象として追加されたプロジェクトに係るレポート内容が追記されている点を除けば、改定前から特段の変更はない。

なお、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、ウェブサイト上にサステナブルファイナンスのページを作成しており、グリーンファイナンスの調達実績や資金充当状況を開示している。以上より、現時点においてレポート体制は適切に整備された上で実行されている、と JCR は評価している。

#### IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

##### 【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

##### ▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると評価している。

三井住友トラストグループでは、存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすとしている。グループ全体の方針に基づき、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスはサステナビリティ方針を策定している。三井住友トラストグループの一員として、受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的責任であると考え、社会とともに同社自身の持続可能性を高め、企業価値の向上を目指すとしている。

#### 社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）



図 2：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス サステナビリティ方針<sup>13</sup>

<sup>13</sup> 出所：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス Web サイト

この中で、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、「お客さまや社会に寄り添い、信頼を繋ぎ、金融のチカラで豊かな未来を切り拓く」をパーパスとして掲げており、取引先の環境負荷低減、社会課題の解決に資するリース物件の提供を通じて、金融によりステークホルダーのサステナビリティの推進を継続している。本フレームワークを参照して実行されたグリーンファイナンスの資金使途は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが多く手掛ける再生可能エネルギー設備及び省エネルギーに資する設備を資金使途にしている。サステナビリティ・リンク・ローンでは、SDGs『ありがとう』プロジェクト及びエコキュートの累計件数を KPI にすることで、グリーンファイナンスとは一部異なるアプローチで顧客の環境負荷低減の支援を進めている。今般本フレームワークで扱うことができるグリーンプロジェクトの対象範囲を拡大しており、今後もより広範な顧客の様々な課題に寄り添うこと目指していく姿勢を明確にしている。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、2024年10月に設立されたサステナビリティ推進部が中心となってサステナビリティに係る取り組みを推進している。また、個別プロジェクトに関しては、環境・エネルギー領域の取り組みを加速することを目的として、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスで環境ファイナンスと位置づけている再生可能エネルギー案件の組成を手掛ける環境・エネルギー推進部が新設されている。三井住友トラストグループ内においては、三井住友信託銀行のサステナビリティに関する専門のチームと密接に連携し、新たな事業に関して実証段階におけるファイナンス・スキームの提供の他、社外の環境に資する関連団体との連携についても検討を進めている等、社内外の専門知識を積極的に活用する体制が構築されている。

以上より、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR では評価している。

## 評価フェーズⅢ：評価結果（結論）

# Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

（担当）菊池 理恵子・任田 卓人

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル